

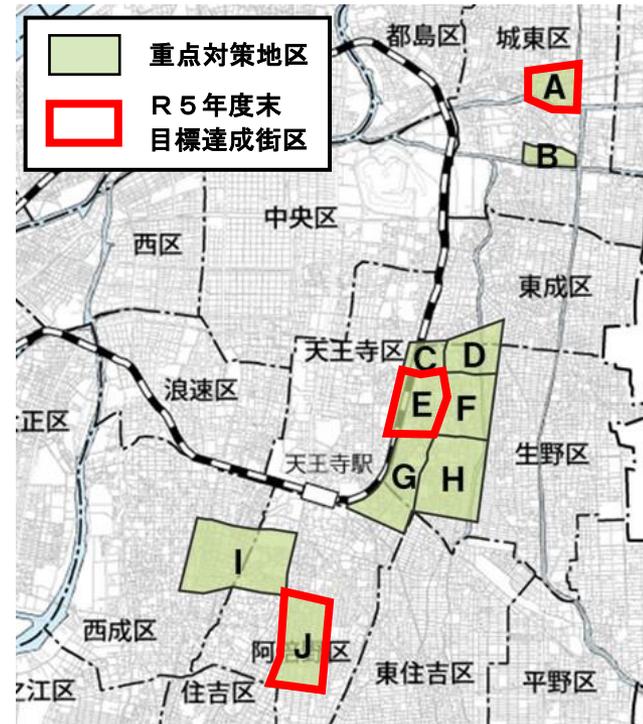
○ 2指標の目標を達成した防災街区について

(1) 重点対策地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の状況

防災街区	街区面積	不燃領域率		地区内閉塞度	
		令和3年3月末 (PG策定時)	令和6年 3月末	令和3年3月末 (PG策定時)	令和6年 3月末
A	35ha	38.1%	<u>40.3%</u>	レベル2	レベル2
B	25ha	38.3%	39.9%	レベル2	レベル1
C	24ha	42.2%	44.1%	レベル3	レベル3
D	46ha	40.6%	42.5%	レベル3	レベル3
E	56ha	42.6%	45.0%	レベル3	<u>レベル2</u>
F	65ha	29.8%	31.0%	レベル4	レベル3
G	79ha	39.1%	<u>40.9%</u>	レベル3	レベル3
H	96ha	38.6%	39.9%	レベル2	レベル2
I	132ha	42.7%	45.3%	レベル3	レベル3
J	83ha	40.5%	43.5%	レベル3	<u>レベル2</u>

... 2指標達成街区
 ... 1指標のみ達成

下線部のある箇所はR6.3月末達成



<目標達成街区>

A街区 35 ha
 E街区 56 ha
 J街区 83 ha
 計 174 ha

<未達成街区>

R3.3月末 10街区 641ha
 ↓
R6.3月末 7街区 467ha

○ 2 指標の目標を達成した防災街区について

(2) 目標達成街区の重点対策地区から対策地区への移行

- ・ 2 指標の目標を達成した防災街区は、順次、その位置づけを重点対策地区から対策地区に移行
- ・ 事業主にとって補助率や限度額の変更等は資金計画に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、目標を達成した防災街区は、次年度を経過措置期間とし、次々年度より重点対策地区から対策地区へと移行

【地区の移行に伴う主な影響】

重点対策地区	
狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度	
対象建築物	幅員6m未満の道路に面した 昭和56年5月31日以前建築の木造住宅
補助率	2 / 3 以内
限度額	戸建住宅：100万円 集合住宅：200万円
民間老朽住宅建替支援事業（集合住宅への建替）	
狭あい道路拡幅促進整備事業	



対策地区
幅員4m未満の道路に面した 昭和25年以前建築の木造住宅
1 / 2 以内
戸建住宅：75万円 集合住宅：150万円
(制度なし)
(制度なし)

<参考>

市内全域
耐震除却制度
所定の耐震性が不足している 平成12年5月31日以前建築の住宅
1 / 3 以内
戸建住宅：50万円 集合住宅：100万円

○ 2 指標の目標を達成した防災街区について

(3) 令和5年度末に目標を達成した3防災街区（A・E・J）の地区の移行にかかるスケジュール

令和6年	4月上旬	令和5年度末の2指標の算定作業	完了
	4月12日	密集PTメンバーの区・局へ目標達成状況の共有	
	4月15日	市ホームページにおいて令和5年度末の進捗状況を公表 以降、市ホームページ、パンフレット配架、相談窓口等において 目標達成街区の地区の移行について周知	
	7月	A・E・J街区内の全住戸に地区移行の周知チラシを配布	※ 次頁参照
	12月27日	狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度、狭あい道路拡幅促進整備事業の 補助申請受付終了	
令和7年	3月31日	民間老朽住宅建替支援事業の補助申請受付終了	
	4月1日	令和5年度末に目標を達成した3防災街区を重点対策地区から対策地区へ移行 対策地区として補助制度を継続	

古い木造住宅の解体への補助制度等が 来年度（令和7年度）に変わります

～ 制度の利用をお早めにご検討ください ～

大阪市では、古い木造住宅が密集する市街地における防災性の向上を図るため、「重点対策地区」「対策地区」を設定し、一定の要件を満たす木造住宅の解体費用の一部を補助する制度などを実施しています。

これまで、阿倍野区の下記のエリアは「重点対策地区」と位置づけてまいりましたが、この間、古い住宅等の建替えが進んできた状況を踏まえ、来年度（令和7年度）から「対策地区」に位置づけを変更することとなりました。

これに伴い、補助制度の適用要件や補助内容が変わりますので、古い木造住宅の解体等をお考えの方は、お早めに裏面のお問い合わせ先までご相談ください。

【対象エリア】

王子町2丁目のうち木津川平野線(松虫通)以南
(2番、4～17番)

王子町3～4丁目

播磨町1丁目のうち柴谷平野線(南港通)以北
(1～22番)

阪南町2～4丁目

阪南町5丁目のうち柴谷平野線(南港通)以北
(1～22番)



※ 補助制度の概要は裏面をご参照ください。

また、補助対象エリアや補助制度の詳細は右のQRコードから大阪市ホームページをご確認いただくか、裏面の窓口までお問い合わせください。



① 古い木造住宅の解体の補助制度（狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度）

重点対策地区（令和6年度）

◆ 補助の対象となる建物等

幅員6m未満の道路等に面した
昭和56年5月以前に建てられた
木造住宅（戸建住宅・集合住宅）

◆ 解体に要する費用の補助率

補助率：2/3

◆ 補助限度額

戸建住宅 … 100万円

集合住宅 … 200万円

※長屋の一部解体は100万円
※別途、補助対象面積による限度額があります

対策地区（令和7年度以降）

◆ 補助の対象となる建物等

幅員4m未満の道路等に面した
昭和25年以前に建てられた
木造住宅（戸建住宅・集合住宅）

◆ 解体に要する費用の補助率

補助率：1/2

◆ 補助限度額

戸建住宅 … 75万円

集合住宅 … 150万円

※長屋の一部解体は75万円
※別途、補助対象面積による限度額があります

その他の密集市街地整備のための補助制度

② 建替建設費補助制度（戸建住宅への建替え）【対象エリア：重点対策地区・対策地区】

未接道敷地等を解消するために隣接する土地を平成30年4月1日以降に売買で取得した敷地において、戸建住宅に建替える場合、設計費用、解体費用等の一部を補助します。

【補助率】2/3 ※令和7年度以降の補助率は1/2となります

③ 建替建設費補助制度（集合住宅への建替え）【対象エリア：重点対策地区】

古いアパートや長屋などを集合住宅（マンション・アパートなど）に建替える場合、設計費用、解体費用、共同施設整備費用の一部を補助します。

【補助率】2/3 ※令和6年度までのご利用となります

④ 狭あい道路拡幅促進整備事業【対象エリア：重点対策地区】

幅員4m未満の道路に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助します。

【補助率】2/3 ※令和6年度までのご利用となります

【ご相談・お問い合わせ先】

①②③ 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

電話：06 (6882) 7053

大阪市北区天神橋6-4-20(大阪市立住まい情報センター4階⑤番窓口)

営業時間：平日・土曜9:00～17:30、祝日10:00～17:00

休業日：火曜(祝日の場合は翌日)、日曜、祝日の翌日(月曜の場合を除く)、年末年始

④ 大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

電話：06 (6208) 9235

大阪市北区中之島1-3-20(大阪市府所7階)

○ 補助金を受けるためには、補助申請手続きが必要です。**交付申請前に解体工事の契約をした場合は、原則として補助金を申請することができません。**(ただし、交付申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。)

○ 紙面の都合上、**補助要件など省略している部分があります**ので、詳しくは左記の窓口までお問い合わせください。